

加古川市都市計画マスタープラン(改定素案)及び 加古川市立地適正化計画(素案)の策定について

1 要旨

令和 2 年度より作業を進めてきました加古川市都市計画マスタープランの改定、及び加古川市立地適正化計画の策定について、令和 4 年 7 月 14 日開催の加古川市都市計画審議会を経て素案を作成しました。今後、パブリックコメントや住民説明会を実施するにあたり、予め計画内容を報告するものです。

2 加古川市都市計画マスタープラン(改定素案)について

1) 都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるもの。

2) 計画概要

- ・策定経緯：平成 9 年策定、平成 16, 23, 29 年改定
平成 29 年改定以降の社会経済情勢の変化に加え、土地利用の転換や大規模事業の進捗、新たな事業が予定されているなど、都市構造や人の流れなどの大きな変化に対応するため改定を行う。
- ・計画期間：概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、令和 12 年度を計画の目標年次とする。
- ・将来の都市像：夢と希望を描き 幸せを実感できるまち 加古川
- ・まちづくりの基本目標：「にぎわい・交流」、「快適・活力」、「安全・安心」
- ・都市構造：まとまりとつながりを重視した拠点集約・連携型都市構造
- ・都市整備方針：土地利用の方針/基盤施設整備の方針/公共交通の方針/
水と緑のまちづくりの方針/景観形成の方針/市街地整備の方針/
防災まちづくりの方針
- ・地域別構想：加古川地域/加古川北地域/野口地域/平岡地域/尾上地域/別府地域/
両荘地域/加古川西地域/志方地域

3 加古川市立地適正化計画(素案)について

1) 立地適正化計画

都市再生特別措置法第 81 条に基づき、地域特性に応じた都市構造の構築、並びに災害に強いまちづくりに向け、公共交通との連携によるコンパクトなまちの形成への取組をより一層進めるための計画。

都市計画マスタープランを補完する計画として、この度の改定を踏まえて新たに策定するものであり、基本的な方針をはじめ居住誘導区域や誘導施設などの設定、及び防災指針や事業の推進に関連して必要な事項を定める。

2) 計画概要

- ・計画期間：概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、令和 12 年度を計画の目標年次とする。
- ・対象区域：都市計画区域(市全域)
- ・基本理念：まとまりとつながりにより安心して快適に暮らせるまちづくり

- ・まちづくりの方針：災害ハザードを踏まえた、住みやすい居住地の形成
まちづくりにおける役割や位置づけに応じた拠点の形成
操業環境の保全・育成と良好な住環境の構築
誰もが外出しやすい都市交通ネットワークの構築
- ・区域の設定
 - 都市機能誘導区域・・・都心（加古川駅周辺）、副都心（東加古川駅、別府駅周辺）
 - 居住誘導区域
 - 居住誘導区域A・・・計画規模降雨で概ね3.0m未満の浸水想定区域
 - 居住誘導区域B・・・計画規模降雨で概ね3.0m以上の浸水想定区域
 - 操業環境活性化区域・・・主に工業系用途地域
 - 郊外集落区域・・・市街化調整区域

【都市機能誘導区域】

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

【居住誘導区域A、B】

人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスとコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域。浸水深により区域分けを行っている。

【操業環境活性化区域】

周辺の住環境に配慮しつつ、工場の操業環境を保全・育成し、産業振興や雇用の場の創出に向けた産業用地として利活用を図る区域。

【郊外集落区域】

既存の郊外集落地において、農業振興や地域活力・コミュニティの維持を図り、地域の実情に応じた持続可能なまちづくりを目指す区域。

- ・防災に関する取組方針：自主的な防災への取組/地域での防災への取組/避難の確実性

4 今後のスケジュール

令和4年9月1日から30日	パブリックコメント
令和4年9月16,17日	住民説明会（市民交流ひろばで実施）
令和5年2月	都市計画審議会諮問
令和5年3月	常任委員会報告
令和5年4月	改定及び策定、公表